

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 31 年3月8日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800544号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800037号

## 第1 結論

平成19年4月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年4月から同年9月まで

私は、平成19年3月末に退職後、同年10月9日に再就職するまで国民年金に加入し、保険料を毎月の納付期限までに欠かさず納付していた。納付していた場所は、具体的な名称は覚えてないが、A県、B県、C県のコンビニエンスストア、D金融機関、E金融機関などと記憶している。調査の上、平成19年4月から同年9月までの期間を国民年金の保険料を納付していた期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成19年3月末に退職後、C県で自身又は父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付場所は具体的には覚えていないが、A県、B県及びC県のいずれかの地域の、コンビニエンスストア、D金融機関及びE金融機関のいずれかの場所で自身が納付した旨主張している。

しかしながら、請求者及び請求者の父親は、当該加入手続については、よく覚えていない旨陳述していることから、請求期間当時の加入手続の状況は不明である。

また、国民年金の加入手続を行うと、国民年金保険料の納付書が社会保険事務所(当時)から請求者に送付されることとなるが、i) 請求者及び請求期間当時、請求者と同居していた母親は、納付書について、郵送されてきたかどうかについてよく覚えていない旨陳述していること、ii) 請求者は、請求期間各月において国民年金保険料を納付した場所については、A県、B県及びC県のいずれかの地域の、コンビニエンスストア、D金融機関及びE金融機関のいずれかの場所で納付したとしているが、具体的な納付場所の名称等については全く記憶にないと陳述していることから、コンビニエンスストア及びE金融機関については、事業者名、店舗名及び金融機関名を特定することができないため、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付に係る調査は行えないこと、iii) 国民年金保険料の納付場所のひとつとしてD金融機関を挙

げているが、D金融機関は、平成19年当時の国民年金保険料の納付に関するデータは、保存期間経過のため資料はない旨回答していること、から請求期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

加えて、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期である上、平成14年4月以降は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

なお、請求者は、本訂正請求に際し、請求期間において自身に2つの基礎年金番号が付番されていたことに疑念を抱いているが、請求者が現在所持する年金手帳の基礎年金番号「\*1」とは別の基礎年金番号「\*2」は、請求者がC県立F事業所の厚生年金保険の被保険者資格を取得（平成18年4月2日）するにあたり、当該事業所の誤った届出により付番されたものであり、オンライン記録によると、基礎年金番号「\*2」の記録は、平成19年4月19日付けで基礎年金番号「\*1」の記録と統合され、同日に、平成19年4月1日の国民年金被保険者資格の取得の処理が行われていることが確認できる。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。